

第二に、不正行為への組織的な関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣等に対し、介護サービス事業者の本部等に対する立入検査権を創設す

平成二十年四月九日

介護保険料もしくはサービスの自己負担がアップしてしまいましたが、この法案においては、財源を

目次中「第七十八條の十二」を「第七十八條の十二に」、「第百十五條の十」を「第百十五條の十二」に、「第百十五條の十一」第百十五條の十九」を「第百十五條の十二」第百十五條の二十一」に、「第八節 指定介護予防支援事業者（第百十
第九節 介護サービス情報の公表（第百十

に、「第十二号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者の下に（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、「規定により指定の下に（特定施設入居者生活介

第七十条第二項第六号の次に次の二号を加える。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定

第七十条第二項第八号中「前号」を「第七号」に、「第七十五条」を「第七十五条第二項」に改め、同項第十号中「前号」を「第六号まで又は第七号から前号」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第七号から第九号」に改める。

第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第二項中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

第七十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第七十五条中「当該指定居宅サービス」を「休止した当該指定居宅サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第七十五条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指

定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定居宅サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第七十六条第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定居宅サービスの事業に係る場所」を加える。

第七十六条の二第二項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生

労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきを、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきに改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。

三 第七十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第七十六条の二第五項中「第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第七十七条第一項第四号中「第七十四条第四項を」第七十四条第五項に改める。

第七十八条中「その旨を」当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項に改め、同条第二号中「第七十五条の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）を」第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出に改め、同条第三号中「第百十五條の二十九第六項を」第百十五條の三十五第六項に改める。

第七十八条の二第四項第五号の二中「第百十五條の十一第二項第五号の二及び第百十五條の二十第二項第四号の二を」第百十五條の二十二第二項第五号の二及び第百十五條の二十二第二項第四号の二に改め、同項第六号中「申請者」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）を加え、」第七十八条の九を「第七十八条の十」に改め、「規定により指定」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。ことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十八条の二第四項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消

しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。ことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。ことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十八条の二第四項第七号中「第七十八条の九を」第七十八条の十に、「第七十八条の五を」第七十八条の五第二項に、「第七十八条の七を」第七十八条の八に改め、同項第九号中「いずれかにを」イからニまで又はハ（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者の役員等に

あつては、次のイからハまで、ホ又はヘ）のいずれかに」に改め、同号ハ中「第百十五條の十一第二項第九号ハ及び第百十五條の二十第二項第八号ハを」第百十五條の二十二第二項第九号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハに改め、同号ニ中「第七十八条の九を」第七十八条の十に改め、「指定」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を加え、同号ホ中「第七十八条の五を」第七十八条の五第二項に、「第七十八条の七を」第七十八条の八に改め、同号ホを同号ハとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第七十八条の二第五項第一号中「申請者」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）を加え、」第七十八条の九第二号を「第七十八条の十第二号」に改め、「規定により指定」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により

指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

一の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

第七十八条の二第五項第二号中「第七十八条の九第二号」を「第七十八条の十第二号」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十八条の二第五項第三号イ中「第七十八条の九第二号」を「第七十八条の十第二号」に改め、同号ロ中「前号」を「第二号」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八

八条の七」を「第七十八条の八」に改める。
第七十八条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたとき又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をするときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)を受けていた者又は同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けていた者であつて、当該事業の廃止若しくは休止の日又は当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定地域密着型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に對し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第七十八条の五中「当該指定地域密着型サービス」を「休止した当該指定地域密着型サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第五章第三節中第七十八条の十一を第七十八条の十二とする。
第七十八条の十中「その旨」を「当該指定地域密着型サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第七十八条の五の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める

事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)」を「第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同条を第七十八条の十一とする。
第七十八条の九第六号中「第七十八条の四第六項」を「第七十八条の四第七項」に改め、同条第九号及び第十号中「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の七第一項」に改め、同条を第七十八条の十とする。

第七十八条の八第一項中「第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従い、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従ふこと。
二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八条の

四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。
三 第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。

四 第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行ふこと。
第七十八条の八を第七十八条の九とし、第七十八条の七を第七十八条の八とする。

第七十八条の六第一項中「当該指定に係る事業所」の下に、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に係る場所を加え、同条を第七十八条の七とする。

第七十八条の五の次に次の一条を加える。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第七十八条の六 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型サービス事業者について二以上の市町村長が

前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第七十九条第二項第五号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第八十四条第一項又は第百十五條の三十五

第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九条第二項第六号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に、「第八十二條」を「第八十二條第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 申請者が、第八十三條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四條第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二條第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十九条第二項第八号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号中「第八十二條」を「第八十二條第二項」に改める。

第八十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の

規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第八十二條中「当該指定居宅介護支援」を「休止した当該指定居宅介護支援」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十二條の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第八十二條の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府

県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第八十三條第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に、事務所その他指定居宅介護支援の事業に係る場所を加える。

第八十三條の二第二項中「当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を遵守すべき」をそれぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合

当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営にない場合

当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。

三 第八十一条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合

当該便宜の提供を適正に行うこと。

第八十三條の二第五項中「第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第八十四条第一項第四号中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。

第八十五条中「その旨」を「当該指定居宅介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第八十二条の規定による届出同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。」を「第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改める。

第八十六条第二項第四号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該指定の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第八十六条第二項第五号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定

による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第八十六条第二項第七号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改める。

第八十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、第九十条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護福祉施設サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護福祉施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護老人福祉施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第八十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者及び他の指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護老人福祉施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設

者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第九十条第一項中「若しくは指定介護老人福祉施設」の下に「指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に関係のある場所」を加える。

第九十一条の二第一項中「その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない場合 当該指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすること。

三 第八十八条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第九十一条の二第五項中「第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲

げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第九十二条第一項第四号中「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

第九十三条中「その旨」を「当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改める。

第九十四条第三項第六号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第九十四条第三項第七号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に「第九十五条において準用する医療法第九条第一項」を「第九十九条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 申請者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定に

よる廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第九十四条第三項第八号中「前号」を「第七号」に、「第九十五条において準用する医療法第九十九条」を「第九十九条第二項」に改める。

第九十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 介護老人保健施設の開設者は、第九十九条第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前日に当該介護保健施設サービスを受けていた者であつて、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護保健施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護老人保健施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第九十九条の見出しを「(変更の届出等)」に改め、同条中「あつたとき」の下に「又は休止した当該介護老人保健施設を再開したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九十九条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第九十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設の開設者による第九十九条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及

び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の介護老人保健施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護老人保健施設の開設者による第九十九条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百条第一項中「若しくは介護老人保健施設」の下に「介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所を加える。

第百三条第一項中「その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。以下この条において同じ。)に適合していない」を「次の各号に掲げる場合に該当しない」に、「第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。)に適合していない場合 当該介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三 第九十七条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提

供を適正に行うこと。

第百三条第五項中「第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合しなくなった」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第百四条第一項第三号中「第九十七条第五項」を「第九十七条第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

第百四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一 第九十四条第一項の規定による許可をしたとき。

二 第九十九条第二項の規定による廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第百五条中「第八条の二第二項及び第九条」を「第九条第二項」に、「前条」を「第百四条」に改める。

第百七条第三項第五号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護療養型医療施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該指定の発生を防止するための当該指定介護療養型医療施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護療養型医療施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省

令で定めるものに該当する場合を除く。

第百七条第三項第六号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 当該療養病床病院等の開設者が、第百十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をする)が見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百七条第三項第七号中「前号」を「第六号」に改める。

第百十條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、第百十三条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護療養施設サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護療養施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護療養型医療施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十一條の次に次の一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第百十一條の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護療養型医療施設の開設者による第百十條第四項に規定する便宜の提供が円滑

に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者及び他の指定介護療養型医療施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護療養型医療施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護療養型医療施設の開設者による第百十條第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十二條第一項中「若しくは指定介護療養型医療施設の下に」指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に係る場所を加える。

第百十三條の二第一項中「その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十條第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十條第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第百十條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない場合 当該指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をすること。

三 第百十條第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十三條の二第五項中「第百十條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第百十四條第一項第四号中「第百十條第四項」を「第百十條第五項」に改める。

第百十五條中「その旨」を「当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

第百十五條の二第二項中「第七号」を「第七号の二」、「第十一号」を「第六号」又は「第七号」から「第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く」を加え、「第百十五條の八第一項又は第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務

管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五條の二第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該申請者の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五條の二第二項第七号中「第百十五條の八第一項又は第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項」に、「第百十五條の五」を「第百十五條の五第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 申請者が、第百十五條の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五條の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五條の二第二項第八号中「前号」を「第七号」に、「第百十五條の五」を「第百十五條の五第二項」に改め、同項第十号中「前号」を「第六号」又は「第七号」から「前号」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号」又は「第七号」から「第九号」に改める。

第百十五條の四第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防サービス事業者は、次条第二

項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五條の五中「当該指定介護予防サービス」を「休止した当該指定介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第六章中第百十五條の四十一を第百十五條の四十七とする。

第百十五條の四十第四項中「第百十五條の三十八第一項第一号」を「第百十五條の四十四第一項第一号」に改め、同条を第百十五條の四十六とする。

第百十五條の三十九を第百十五條の四十五とし、第百十五條の三十八を第百十五條の四十四とし、第五章第九節中第百十五條の三十七を第百十五條の四十三とする。

第百十五條の三十六第三項中「第百十五條の三十三第三項及び第百十五條の三十二」を「第百十五條の三十六第三項及び第百十五條の三十八」に改め、同条を第百十五條の四十二とする。

第百十五條の三十五を第百十五條の四十一とし、第百十五條の三十四から第百十五條の三十四までを六条ずつ繰り下げる。

第百十五條の二十九第一項中「指定居宅サ

ビス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）を「介護サービス事業者」に改め、同条を第百十五條の三十五とする。

第五章第九節を同章第十節とし、同章第八節の次に次の一節を加える。

第九節 業務管理体制の整備

（業務管理体制の整備等）

第百十五條の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四條第五項、第七十八條の四第七項、第八十一条第五項、第八十八條第五項、第九十七條第六項、第一百十條第五項、第百十五條の四第五項、第百十五條の十四第七項又は第百十五條の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型

サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第百十五條の三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等）については、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事

業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に係る場所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行ふものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に必要と認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に必要と認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第二十四条第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第百十五條の三十四 第百十五條の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者

(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等)にあっては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第五章第八節中第百十五条の二十八を第百十五条の三十一とする。

第百十五条の二十七中「その旨を」を「当該指定介護予防支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第百十五条の二十三の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)」を「第百十五条の

二十五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条を第百十五条の三十とする。

第百十五条の二十六第一号中「第百十五条の二十第二項第四号」を「第百十五条の二十二第二項第四号」に改め、同条第二号中「第百十五条の二十二第二項」を「第百十五条の二十四第一項」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十二第二項」を「第百十五条の二十四第二項」に改め、同条第四号中「第百十五条の二十四第四項」を「第百十五条の二十四第五項」に改め、同条第六号及び第七号中「第百十五条の二十四第一項」を「第百十五条の二十七第一項」に改め、同条を第百十五条の二十九とする。

第百十五条の二十五第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合、当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。

三 第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十五条の二十五を第百十五条の二十八とする。

第百十五条の二十四第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定介護予防支援の事業に係る場所」を加え、同条を第百十五条の二十七とする。

第百十五条の二十三中「当該指定介護予防支援」を「休止した当該指定介護予防支援」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第百十五条の二十三を第百十五条の二十五とし、同条の次に次の一条を加える。

(市町村長等による連絡調整又は援助)
第百十五条の二十六 市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者及び当該関係者に

対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十五条の二十二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護予防支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五条の二十二を第百十五条の二十四とする。

第百十五条の二十一の前の見出しを削り、同条を第百十五条の二十三とし、同条の前に見出し

第百十五條の十四中「当該指定地域密着型介護予防サービス」を「休止した当該指定地域密着型介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第百十五條の十四を第百十五條の十五とし、同条の次に次の一条を加える。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第百十五條の十六 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型

介護予防サービス事業者による第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十五條の十三第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型介護予防サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域密着型介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五條の十三を第百十五條の十四とする。

第百十五條の十二の前の見出しを削り、同条を第百十五條の十三とし、同条の前に見出しとして「指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準」を付する。

第百十五條の十一第二項第二号中「第百十五條の十三第一項」を「第百十五條の十四第一項」に改め、同項第三号中「第百十五條の十三第二項」を「第百十五條の十四第二項」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る申請者を除く。」を加え、「第百十五條の十七」を「第百十五條の十九」に改め、「規定により指定」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域

密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五條の十一第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五條の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消し

が、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五條の十一第二項第七号中「第百十五條の十七」を「第百十五條の十九」に改め、同項第九号中「いずれかに」を「イからニまで又はハ（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者の役員等にあつては、次のイからハまで、ホ又はヘ）のいずれかに」に改め、同号ニ中「第百十五條の十七」を「第百十五條の十九」に改め、「指定」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号ホ中「第百十五條の十四」を「第百十五條の十五第二項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第百十五條の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第百十五條の十一第三項第一号中「申請者」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、「第百十五條の十七第二号」を「第百十五條の十九第二号」に改め、「規定により指定」の下に「介護予防認知

症対応型共同生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五條の十九第二号から第五号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

一の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の十九第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

第百十五條の十一第三項第二号中「第百十五條の十七第二号」を「第百十五條の十九第二号」に、「第百十五條の十四」を「第百十五條の十五第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 申請者が、第百十五條の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五條の十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五條の十一第三項第三号イ中「第百十五條の十七第二号」を「第百十五條の十九第二号」に改め、同号ロ中「前号」を「第二号」に、「第百十五條の十四」を「第百十五條の十五第二項」に改め、同条を第百十五條の十二とする。
第五章第六節中第百十五條の十を第百十五條の十一とする。

第百十五條の九中「その旨」を「当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第百十五條の五の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)」を「第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同条を第百十五條の十とする。

第百十五條の八第一項第四号中「第百十五條の四第四項」を「第百十五條の四第五項」に改め、同項第六号及び第七号中「第百十五條の六第一項」を「第百十五條の七第一項」に改め、同条を第百十五條の九とする。

第百十五條の七第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスに関する基準の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守する措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たし、同項の厚生労働省令で定める基準を遵守する措置をとるべき。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たし

ていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすること。

三 第百十五條の四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十五條の七第五項中「第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同条を第百十五條の八とする。

第百十五條の六第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他の指定介護予防サービスの事業に係る場所」を加え、同条を第百十五條の七とする。

第百十五條の五の次に次の一条を加える。
(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第百十五條の六 都道府県知事又は市町村長は、指定介護予防サービス事業者による第百十五條の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者及

び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防サービス事業者による第百十五條の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百二十二條の二第一項中「第百十五條の三十八第一項第一号」を「第百十五條の四十四第一項第一号」に改める。

第百二十五條第二項中「第百十五條の三十二第二項(第百十五條の三十六第三項)を「第百十五條の三十八第一項(第百十五條の四十二第三項)」に、「第百十五條の三十九第五項(第百十五條の四十三第三項)を「第百十五條の四十五第五項(第百十五條の四十六第三項)」に改める。

第百二十六條の二第一号中「第百十五條の三十三(第百十五條の三十六第三項)を「第百十五條の三十九(第百十五條の四十二第三項)」に改め、同条第二号中「第百十五條の三十四第一項(第百十五條の三十六第三項)を「第百十五條の四十第一項(第百十五條の四十二第三項)」に改め、同条第三号中「第百十五條の三十五」を「第百十五條の四十一」に、「第百十五條の三十六第三項」を「第百十五條の四十二第三項」に改める。

第百二十九條第二号中「第七十八條の六第一項」を「第七十八條の七第一項」に、「第百十五條の六第一項、第百十五條の十五第一項又は第百十五條の二十四第一項」を「第百十五條の七第一項、第百十五條の十七第一項、第百十五條の二十七第一項又は第百十五條の三十三第一項」に改め、同条第三号中「第百十五條」を「第九十九條第二項又は第百五条」に、「第八條の二第二項及

び第九条を「第九条第二項」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三及び第十六条第一項中「あらかじめ」を「その廃止又は休止の日の一月前までに」に改める。

第二十九条第二項後段を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の二第二項中「第二十九条第六項及び第八項」を「第二十九条第七項及び第九項」に改める。

第三十九条中「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改める。

第四十条第一号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(不正利得の徴収等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う)前に、介護保険法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等が、施行日前にした偽りその他不正の行為により同法第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けた場合におけるこの法律による改正後の介護保険法(以下「新介護保険法」という)第二十二條第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

(指定等の申請に関する経過措置)

第四条 施行日前にされたこの法律による改正前の介護保険法(以下この条及び次条において「旧介護保険法」という)第七十条第一項(旧介護保険法第七十条の二第四項(旧介護保険法第七十条の十一、第百十五條の十、第百十五條の十九及び第百十五條の二十八において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第七十九条第一項(旧介護保険法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十六条第一項(旧介護保険法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十四条第一項(旧介護保険法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第百七条第一項(旧介護保険法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。)、第百十五條の二第二項、第百十五條の十一第一項又は第百十五條の二十第一項の指定若しくは指定の更新の申請又は許可若しくは許可の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

(指定又は許可の取消しに関する経過措置)

第五条 新介護保険法第七十条第二項第六号の三(新介護保険法第七十条の二第四項 新介護保険法第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百

十五條の二十一及び第百十五條の三十一において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第七十八條の二第四項第六号の三若しくは第五項第一号の三、第七十九條第二項第五号の二(新介護保険法第七十九條の二第四項において準用する場合を含む。)、第百十五條の二第二項第六号の三、第百十五條の十二第二項第六号の三若しくは第三項第一号の三又は第百十五條の二十二第二項第五号の二の規定は、新介護保険法第七十条第二項第六号の三に規定する申請者と密接な関係を有する者(新介護保険法第七十八條の二第四項第六号の三に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。))が、施行日前に旧介護保険法第七十七條第一項、第七十八條の九、第八十四条第一項、第百十五條の八第一項、第百十五條の十七、第百十五條の二十六若しくは第百十五條の二十九第六項の規定により指定を取り消され、又は施行日前に発生した事実を理由として施行日後に新介護保険法第七十七條第一項、第七十八條の十、第八十四条第一項、第百十五條の九第一項、第百十五條の十九、第百十五條の二十九若しくは第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合については、適用しない。

(廃止又は休止の届出に関する経過措置)

第六条 新介護保険法第七十五條第二項、第七十八條の五第二項、第八十二條第二項、第九十九條第二項、第百十五條の五第二項、第百十五條の十五第二項又は第百十五條の二十五第二項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者を除く。以下この条において同じ。)、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防防

サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は同日以後に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した当該介護老人保健施設の開設者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は同日前に当該介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した介護老人保健施設の開設者については、なお従前の例による。

第七条 この法律による改正後の老人福祉法第四條の三又は第十六條第一項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後に同法第五條の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十條の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十條の七の二に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止する国及び都道府県以外の者について適用し、同日前に同法第五條の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十條の七の二に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止した国及び都道府県以外の者については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の老人福祉法第二十九條第三項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者(同法第二十九條第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。))について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。(介護老人保健施設の公示に関する規定の適用)

第八条 新介護保険法第百四条の二の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法の一部改正)

第十一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に、「第百十五條の八第一項」を「第百十五條の九第一項」に、「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十二条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第六項中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第五十四条の二第三項中「第七十八條の七」を「第七十八條の八」に、「第七十八條の九」を「第七十八條の十」に、「第七十八條の十一」を「第七十八條の十二」に、「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第四号の九、第三百四十八條第二項第十号の五及び第七百一十一條の三十四第三項第十号の八中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第十四条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「第百十五條の三十八第一項」を「第百十五條の四十四第一項」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十五条 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項及び第三項中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第十六條 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項第一号中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第十一條第一項中「第百十五條の三十九第二項」を「第百十五條の四十五第二項」に改める。

第十六條中「第百十五條の三十九第三項」を「第百十五條の四十五第三項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十七條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條のうち、介護保険法第七十二條第一項の改正規定中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同法第七十八條の九第七号の改正規定中「第七十八條の九第七号」を「第七十八條の十第七号」に改め、同法第九十四條第三項第七号の改正規定中「第九十四條第三項第七号」を「第百五十五條」に改め、同法第五章第五節第三款の款名を削り、第百七条から第百七十五条までを改める改正規定の次に次の改正規定を加える。

第百十五條の三十二第一項中、「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「第百十條第五項」を削る。

第二十六條のうち介護保険法第百十五條の二十九第一項の改正規定中「第百十五條の二十九第一項中」、「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「第百十五條の三十五第一項中」に改める。

理由
介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 優れた人材による質の高い介護サービスを確保するための保険給付(第三

条・第十四条)

第三章 介護労働者の労働条件の改善(第十五

条)

第四章 雑則(第十六条・第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢により心身の機能が低下した場合等に高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護労働者が重要な役割を担っていることにかんがみ、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金の向上に資するよう特別

の措置を定めることにより、介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「介護労働者」とは、身体上又は精神上的の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであつて厚生労働省令で定めるものを行う業務に専ら従事する労働者をいう。

2 この法律において「介護事業者」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の指定居宅サービス事業者、同法第四十二条の二第一項本文の指定地域密着型サービス事業者、同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者、同法第八十二条第二項の介護保険施設、同法第五十三条第一項本文の指定介護予防サービス事業者、同法第五十四条の二第一項本文の指定地域密着型介護予防サービス事業者及び同法第五十八条第一項の指定介護予防支援事業者をいう。

第二章 優れた人材による質の高い介護

サービスを提供するための保険給

付

第三条 介護保険は、介護保険法第十八条各号に掲げる保険給付のほか、この法律の定めるところにより、優れた人材による質の高い介護サービスを確保するための保険給付を行うものとする。

(保険給付)

2 前項に規定する優れた人材による質の高い介護サービスを確保するための保険給付は、介護保険法第四十条の介護給付(同条第六号の居宅介護住宅改修費の支給を除く。)及び同法第五十二条の予防給付(同条第六号の介護予防住宅改修費の支給を除く。)と併せて行う第五十二条

の認定を受けた介護事業者(以下「認定介護事業者」という。)に対する第九条第一項の規定による加算介護報酬の支給とする。

(認定基準額)

第四条 厚生労働大臣は、事業の種類及び地域ごとに、介護労働者の賃金の当該地域における平均額を勘案し、次条の認定を受けるための基準となる介護労働者の賃金の事業所における平均額以下「認定基準額」という。)を定めるものとする。

(認定)

第五条 介護事業者は、事業所ごとに、都道府県知事(介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定地域密着型サービス事業者、同法第五十四条の二第一項本文の指定地域密着型介護予防サービス事業者及び同法第五十八条第一項の指定介護予防支援事業者にあつては、市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより算出した介護労働者の賃金の見込額の当該事業所における平均額が認定基準額を下回らない旨の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、同項に規定する介護労働者の賃金の見込額の当該事業所における平均額が認定基準額を下回らないと認めるときは、その認定をするものとする。

3 認定介護事業者は、前項の認定に係る事業所(以下「認定事業所」という。)内の公衆の見やすい場所に、同項の認定を受けた旨の表示をしなければならない。

4 認定介護事業者は、認定事業所につき、介護労働者の賃金の平均額が認定基準額を下回り、又は下回る見込みとなつたときは、都道府県知事に、第二項の認定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の認定に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(変更の届出)

第六条 認定介護事業者は、認定事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該認定介護事業者が介護事業者でなくなつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第五条第二項の認定を取り消すことができる。

一 第五条第四項の申出があつたとき。
二 加算介護報酬の請求に關し不正があつたとき。

三 認定介護事業者が、第五条第三項の規定による表示をしていないと認めるとき。

四 認定介護事業者が、第十条第二項の相当の期間内に、同条第一項の報告をしなかつたとき。

五 認定介護事業者が、第十一条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 認定介護事業者又は認定事業所の従業者が、第十一条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該認定事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該認定介護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 認定介護事業者が、第十二条の規定により理由を説明するよう求められてこれに應ぜず、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の勧告に従わなかつたとき。

八 認定介護事業者が、不正の手段により第五条第二項の認定を受けたとき。

九 認定介護事業者が、介護事業者でなくなつたとき。

たとき。

(加算介護報酬に関する基準)

第八条 厚生労働大臣は、介護を担う優れた人材が確保されるようにするため、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会の実現に介護労働者が重要な役割を担っていること並びに介護労働者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであることを踏まえ、ともに、他の業種に従事する労働者の地域における平均的な賃金水準を勘案し、事業の種類及び地域ごとに、加算介護報酬に関する基準を定めるものとする。

(加算介護報酬の支給)

第九条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)は、認定介護事業者に対し、加算介護報酬を支給する。

2 加算介護報酬の額は、前条の基準により算出した額とする。

3 市町村は、認定介護事業者から加算介護報酬の請求があつたときは、前条の基準に照らして審査した上、支払うものとする。

4 市町村は、前項の規定による審査及び支払に關する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

6 前各項に規定するもののほか、加算介護報酬の支給及び請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(報告等)

第十条 認定介護事業者は、毎事業年度終了後、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度に介護労働者に対して支払つた賃金の認定

事業所における平均額を算出し、都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、認定介護事業者が前項の報告をしないときは、当該認定介護事業者に対し、相当の期間を定めて、同項の報告をすべきことを催告するものとする。

第十一条 都道府県知事は、加算介護報酬の支給に關し必要があると認めるときは、認定介護事業者若しくは認定介護事業者であつた者若しくは当該認定介護事業者の従業者であつた者(以下この項において「認定介護事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、認定介護事業者若しくは当該認定介護事業者の従業者若しくは認定介護事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは認定介護事業者若しくは認定介護事業者であつた者の事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより算出した介護労働者に対して支払われた賃金の認定事業所における平均額が認定基準額を下回っていると認める場合には、当該認定介護事業者に対してその理由を説明するよう求め、正当な理由がないと認めるときは、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(費用の負担)
第十三条 国は、市町村に対し、加算介護報酬の支給に要する費用を負担する。

(介護保険法の準用)

第十四条 介護保険法第七十六条第一項第一

号、第百七十七号から第百七十九号まで、第百八十一条及び第百九十八号の規定は、第九條第四項に規定する加算介護報酬の審査及び支払に關する事務の連合会への委託について準用する。この場合において、同法第百七十六條第一項第一号中「第四十一條第十項第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の三第八項、第五十三條第七項、第五十四條の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一條の三第八項において準用する場合を含む。」とあるのは「介護労働者の人材確保に關する特別措置法（平成二十年法律

第 号）第九條第四項」と、同法第百七十九條中「第四十一條第十項（第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の三第八項、第五十三條第七項、第五十四條の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一條の三第八項において準用する場合を含む。）とあるのは「介護労働者の人材確保に關する特別措置法（平成二十年法律

第 号）第九條第四項」と、同法第百七十九條中「第四十一條第十項（第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の三第八項、第五十三條第七項、第五十四條の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一條の三第八項において準用する場合を含む。）とあるのは「介護労働者の人材確保に關する特別措置法第九條第四項」と読み替えるものとする。

第三章 介護労働者の労働条件の改善

第十五条 介護事業者は、介護を担う優れた人材を確保することにより質の高い介護サービスを提供することができるよう、介護労働者の賃金の引上げ、労働時間の短縮その他の労働条件の改善に努めなければならない。

第四章 雑則

（不正利得の徴収等）

第十六条 偽りその他不正の行為によつてこの法律に規定する保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、認定介護事業者が、偽りその他不正の行為により加算介護報酬の支払を受けたときは、当該認定介護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（先取特権の順位）
第十七条 この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（時効）

第十八条 この法律の規定による徴収金を徴収し、又は保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 この法律の規定による徴収金の督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

（審査請求）

第十九条 この法律の規定による保険給付に關する処分及び徴収金に關する処分に不服がある者は、介護保険法第百八十四條の介護保険審査会に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、介護保険法第百八十三條第二項及び第百九十一條から第百九十六條までの規定を準用する。この場合において、同条中「第百八十三條第一項」とあるのは、「介護労働者の人材確保に關する特別措置法第十九條第一項」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第二十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

（実施規定）

第二十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（この法律の廃止）

第二条 この法律は、介護保険制度について見直しが行われ、介護を担う優れた人材の確保に支

障がなくなつたときは、廃止するものとする。

（施行前の準備）

第三条 第四条の認定基準額の制定並びに第五条第一項の申請の受理及び同条第二項の認定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（適用区分）

第四条 第九条第一項の規定は、施行日以後に行われた福祉サービス又は保健医療サービスについて適用する。

理 由

加齢により心身の機能が低下した場合等に高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護労働者が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材を確保し、もつて介護サービスの水準の向上を図るため、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金の向上に資するよう特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十年度において約九百億円の見込みである。

平成二十年四月十五日印刷

平成二十年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F